

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬並びに
費用に関する規程

平成 29 年 3 月 22 日
規程第 3 号

改正 平成 2 年 3 月 25 日規程第 8 号
令和 2 年 12 月 21 日規程第 10 号

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人狛江市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の定款第 10 条及び第 25 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第 2 条 この規程において、役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員等が法人業務を行う場合には、別表のとおり報酬を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、報酬は支給しない。

- (1) 役員等が常勤の協議会職員又は狛江市職員の時
- (2) 役員等本人が報酬の受取りを辞退したとき
- (3) 役員等が出席する会議等が書面開催の時

2 役員等が職務遂行に当たって費用を要する場合は、当該費用を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第 4 条 役員等に対する報酬等は、月の初日からその月の末日までの間における会議出席等、法人業務に当たった日数を計算し、その総額を翌月末日までに支給する。

- 2 報酬等は、通貨をもって支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(常務理事の報酬等)

第 5 条 前 2 条の規定にかかわらず、社会福祉法人狛江市社会福祉協議会定款第 18 条第 2 項に定める常務理事の報酬等は、社会福祉法人狛江市社会福祉協議会常務理事の報酬等に関する規程（令和 2 年規程第 7 号）で定める。

(公表)

第 6 条 協議会は、この規程をもって、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、協議会会長が理事会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年3月25日規程第8号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年12月21日規程第10号)

この規程は、議決の日から施行する。

別表 (第3条関係)

役員等	法人業務の内容	日額
会長及び副会長	理事会、評議員会への出席	4,000円
	その他法人業務として出席する会議等への出席	4,000円
	その他法人業務として出席する市外で開催される会議等への出席	5,000円
理事及び評議員	理事会、評議員会への出席	2,000円
監事	理事会、評議員会への出席	2,000円
	監事監査業務	4,000円